

下関体育センター株式会社では、各施設をご利用されるお客様の万が一のケガに備えまして傷害保険に加入いたしております。

保険の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金の3%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金	急激かつ偶然な外来事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたとき、入院保険日額の所定の倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。
通院保険金	急激かつ偶然な外来事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いする期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。

- (注) 1、これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無等に関係なくお支払いいたします。
- 2、この傷害保険は、当クラブの施設内の外来事故のケガが対象であり、当クラブへの往復途上は対象になりません。
- 3、事故の状況などにより保険金をお支払いできない場合があります。